

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千四百四十五號
明治廿二年十月十七日 木曜日
舊曆己丑九月廿三日 (丙寅)
日出版五時五分
入山午後五時五分
月入午後十一時五分
年入午後十時五分
西曆一千八百八十九年

時事新報

内閣の方向

世人の知る如く伊藤樞密院議長は去る十一日を以て辭表を差出したりと云ふ其辭職の理由如何は我輩の未だ知らざる所なれども世間の傳ふる所は據れば是より先き内閣の大臣中條約改正の事に關して既に意見を異にするものあり其間とかく折合はざる様様にて既に伊藤伯の如きは近來多く會議にも列せざる程なりしと云へば今度の辭職も或は其邊の事情より來りしに非ざらんやなど説を作す者あり其然るや否やは知る可らずと雖も兎に角に内閣云々の噂ある今日に際して偶々此事ありたれば世人は之を就て種々の推測を爲すものと云ふれども明治政府に於て大臣の辭職は甚だ珍らしからぬ事にして二十餘年間を指を屈すれば其多きと幾回なるや知る可らず唯政治の一方に身を寄せて進退を苟もせざるの聞えある伊藤伯にして此事ありしは少しく其平生に似ざるが如くなれども時の機縁より進む者もあれば退く者もあり政治の常にして毫も怪しむに足らず左れば我輩は一の伊藤伯の進退を關して又政治の事情に就き云々するを好まざれども唯此際又當りて今の内閣が其方向を一定せん事を希望する者あり抑も今の政府の困難は何れの邊に在りやと云ふに民間の反對論にもあらず又外交の始末にもあらずして唯その部内の折合の六ヶしきに在りて云はざるを得ず世人の言の如く今の政府は事實に於て藩閥聯合の政府たるを免れざる其上に近來は功臣網羅にて從來異主と認めたる人々をも引入れたれば其間の釣合の微妙にして之を操つるの困難は更に一層を加へたるものゝ如し若し日本今後の政況をして今前の如くならしめば在朝政治家は従前の如く其半生の努力を分つて内閣の調停に従事するも可なりと雖も今後の時勢は果して斯る事内の運動のみを許す可きや否や明年國會開戦の後に至りて例へば今の條約改正の如き大問題の起りたるに際し若し大臣中に意見の協はずして内閣の折合を致し閣員は一致を欠くが如き舉動もあらば如何せん今日ならば其間に周旋奔走する者ありて無事に運ぶるが若しくは一二大臣の辭職に止むるに止むるならんれども國會開設の際には則ち然るを得ず議場中の反對黨は之を奇貨として大に政府を攻撃し又或は路々その所屬を異にしたる黨派が議場に紛争を起さざるを得ず何れにしても事體の不穩を致し其結果は意外の激變を齎致して政治上の秩序を紊るの恐ありしと云ふに難し左れば今日に於ては何れも免れられぬ情實を一掃し其方向を一定するに必要ありしと我輩の論に信する所なり此論に關しては責任内閣云々の説もありて至極妙なりと雖も年來慣習の藩閥内閣を一變して直に責任内閣となすは理論に於ては蓋しなきが如く、これでも事實決して此の如くなるを得べからず、又責任内閣政府の實を明白し例へば薩長藩閥を角

織しては如何と云ふものあり是も自から一説なれども今日の實際に於ては兩藩出身の人ども同落たるの故を以て必ず其説を同うす可しと思はれず現に今回の條約改正に就き薩州出身中にも某大臣は之に反對し長州出身中にも某大臣は之に賛成なりと云ふの說さへなきにあらざれば勢を以て其事の難さを見る可し扱て責任内閣も容易に行ふ可らず又藩閥優劣論も實際に不可なりとすれば今日の事情に於て内閣の方向を一定する方法は異議者ばかり同説者は留り説の異同を以て去就を決し留る者は一定の方向を以て其地位を守るの外に策ある可らず若し又異同去就の其際を衆議院として定まらざるもあらば其中の有力者が獨り踏み立てて衆議院を排し斷然方向を定むるも可ならん然るに若しも當路者に其決断なくして又も例の如く中和調停の策に出でんか幸にして或は一時の小康を得べしと雖も斯る彌縫の計策は以て永久を維持す可きにあらず他年を待たず形勢は變遷するの時は疑ふ可らずして其期に至りては此事を説くも最早の甲斐ある可らず左れば今日の機會を幸ひに方向一定の策を講ずるは第一の必要にして或は其結果として偶然に一藩閥の大臣が悉く去て他藩閥の大臣が悉く留まるなどの奇觀を呈するに至るやも斷る可らずと雖も其邊は如何様にも變るゝ足らず唯我輩は今の内外困難の衡に當り紛を解き難を排するゝは斷然情實を排斥して内閣の方向を一定するの要を認むる者あり

官報

去る十二日の官報欄内司法省告示第十號横濱始審の欄上簿の下相模國高座郡は上簿出張所管内の誤なりと昨日の官報に正誤せり

宮内省告示第九號
御都合有之京都 行幸 行啓御延引 仰出サル
明治廿二年 宮内大臣子爵土方久元
十月十五日 出張裁判開廷場所管轄區域及期日表 (前號の續き)

管轄區域	出張所	開廷期日
新田	新田出張所管内一區	一月二十日
三	三出張所管内一區	二月二十日
三	三出張所管内一區	三月二十日
三	三出張所管内一區	四月二十日
三	三出張所管内一區	五月二十日
三	三出張所管内一區	六月二十日
三	三出張所管内一區	七月二十日
三	三出張所管内一區	八月二十日
三	三出張所管内一區	九月二十日
三	三出張所管内一區	十月二十日
三	三出張所管内一區	十一月二十日
三	三出張所管内一區	十二月二十日

郡	出張所	開廷期日
京	京出張所管内一區	一月二十日
京	京出張所管内一區	二月二十日
京	京出張所管内一區	三月二十日
京	京出張所管内一區	四月二十日
京	京出張所管内一區	五月二十日
京	京出張所管内一區	六月二十日
京	京出張所管内一區	七月二十日
京	京出張所管内一區	八月二十日
京	京出張所管内一區	九月二十日
京	京出張所管内一區	十月二十日
京	京出張所管内一區	十一月二十日
京	京出張所管内一區	十二月二十日

○師範學校令
○行軍演習
○遠足運動
○水産小集會
○非條約派
○青年會堂
○午後二時開
○場内満員
○各紳士順次
○たるが第七
○爲めか又は
○無事に閉會
○も延ばして
○午前八時開
○り開場し午
○一千名計に
○某黨の攻撃
○は十二日午
○故大村氏
○置せんとす
○にて鑄造中
○案を補正し
○にて五層と
○したる高さ
○項上迄は殆
○は其四層目
○上りし二層
○村氏の履
○嗚呼、此
○二層、長
○學教授、
○連東、
○君若、
○定、
○年四、
○概略、
○明治、
○日比谷大
○建物分、
○外十五名